

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより <第2号>

宮城県小牛田農林高等学校
令和2年7月31日

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、本来4月始業予定が2ヶ月遅れ6月になりました。誰も経験したことのない事態に、多くの人々が困惑し生活をしてきました。今後も、感染第2波を警戒しながら「新しい生活様式」を身につけ、感染予防に努め健康を第一に考え行動していきましょう。本来の夏休みよりも短くなりますが、健康に留意し有意義な夏休みを過ごしましょう。<今年度の夏季休業期間8月1日（土）～20（木）迄 21日（金）全校集会>

1. 学習について

これまでの学習の整理、特に不得意科目の重点的復習、授業の予習、各自に課せられた研究のほか各種資格取得にもチャレンジしてみましょう。この機会に、沢山の本を読み、知識を深めるなど自己研鑽に努めましょう。宿題は、休み中に確実に終わらせるように心掛けてください。

2. 進路について

3年生は、希望する進路先を決定し、進路達成に向けラストスパートの時期です。1、2年の生徒諸君も、自分が進むべき方向性を模索し、進路情報の収集に努め、積極的に会社見学、オープンキャンパス等に参加することも大事なことです。

3. 補習や部活動等への登下校について

出校日は、遅刻・欠席しないように充分注意が必要です。また、部活動などで登下校する際も必ず指定された制服を着用し、安全面に気をつけてください。マスク着用についてもお願いします。

4. 事故防止について

1) 交通事故防止

交通ルールを守り、交通事故等十分気をつけてください。

登下校時のバイク使用については「バイク等通学規定」に反しないよう注意しましょう。列車、バスなどでは他人の迷惑になる行為は絶対にしないよう配慮が必要です。

万が一事故が発生した場合はすぐ学校に届けるようにして下さい。



学校の電話番号 0229-32-3125

2) 普段の外出時の注意

外出する際は生徒手帳（身分証明書）を必ず携帯しましょう。服装、態度、持ち物などについて本校生徒として恥ずかしくないよう気をつけることは勿論、誰とどこへ行き、いつ帰るかなどを家の人に伝えてから出かけるようにしましょう。警察官や補導員などに補導された場合は身分証明書を見せ、聞かれたことには素直に答え、すぐ学校に連絡してください。

5. 交友関係と問題行動の防止について

1) 飲酒、喫煙、薬物乱用、不健全娯楽行為、夜間外出、無断外泊など高校生としてあるまじき行為は絶対に行わないようにしましょう。

2) 万引き、窃盗、家出、暴走行為、暴力行為など絶対にしないこと。非行グループには気軽に近づかないこと、また、つけ入る隙を見せないことがとても大切です。

3) スマートフォン等情報端末機器等によるインターネットやSNS等による有害情報や、違法情報へは接続しないようにしましょう。また、SNS上での誹謗中傷は絶対に行わないようにしましょう。

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

6. その他

- 1) 普通自動車運転免許の取得は第2回考査が終了し、進路が決定した者から、自動車学校に通うことができます。夏休み中からの通学はできません。
- 2) アルバイトをする場合も必ず所定の手続きをとり、許可を受けることが必要です。
- 3) スマホの使用について、ルールを守らない生徒が増加しております。もう一度、使用規定を読んで正しく使用してください。守れない生徒が増えれば、使用を制限する必要があります。

★ピックアップ★

先日、「いじめ」に関するアンケートを実施しました。「いじめ」とは以下のように定義されています。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義されています。

- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指します。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。

いじめは絶対に許されない行為です。被害にあったら一人で抱え込まないでください。先生方に相談するなど、助けを求めてください。一人ひとりが自覚し、安心して生活できる学校を築いていきましょう！



◇夏季における服装の緩和について◇

夏休み明け、残暑が厳しいことが予想されます。そこで、生徒の皆さんの体調管理に配慮し、少しでも授業に取り組みやすい環境を整えるために服装の緩和を実施します。実施にあたり、いくつかの条件があるのできちんと守ってください。条件は以下の通りです。

- 実施期間は、7月15日（月）～9月23日（水）までとします。
- 学校指定の体育用半袖シャツ・ハーフパンツ、制服のポロシャツに限定します。
- 制服のズボン、スカートに体育用半袖シャツは認めません。
- 登下校は必ず制服を着用することとします（帰りのSHRは制服で臨みます）。
- 集会等は原則として制服を着用することとします。
- 違反者が多いときには、服装の緩和の実施を取りやめ、来年度以降は実施しません。

最後に・・・

今年度は、新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行により、学校も休業し、学校再開後も多くの行事を中止してきました。9月に体育祭（学年毎開催）を予定しております。しかし、世の中の状況により中止しなければならない場合もあります。稲草祭（11月規模縮小開催予定）も同様です。

宮城県内は、徐々に感染者が増えておりますので、感染予防対策を十分に行い、健康に留意し有意義な「夏休み」を過ごしてください。